

## 知床半島周辺海域の漁業の現状（羅臼＋斜里）

1. 定置漁業権に基づく漁業の現状
2. 共同漁業権
  - ①第1種共同漁業権に基づく漁業の現状
  - ②第2種共同漁業権に基づく漁業の現状
3. 知事許可漁業の現状
4. さけます孵化放流事業の概要
5. カレイ等の種苗放流事業の概要
6. 遊漁の概要



2-①. 第1種共同漁業権に基づく漁業(底もの漁業)の現状

対象水産物 (注-1)	漁獲量(t)					その他の制限		漁期(注-3)															
		1999 年	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	ア)法令、漁業調整規則、 行使規則に基づく制 限	イ) 自主的規制	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月			
第1種 こんぶ	全域	506	615	584	536	374	(羅臼地区) ◎漁法又は漁具の制限 ・こんぶ採取者は1隻につき1名 ・漁法は「かぎねじり」に限定	(羅臼地区) ◎操業時期の短縮 ・9月30日まで操業可能であるが自主的に8月31日で終了								●	●						
	推薦地内	172	199	204	179	194																	
	うに	全域	147	176	218	224	165	(羅臼地区) ◎体長制限 ・殻長4cm未満の採捕禁止 ◎禁漁期間の設定 ・7月1日～9月30日までは禁漁期 ◎漁法又は漁具の制限 ・漁法は「タモ」、「ハサミ」、「潜水器」に限定 ◎使用漁船の制限 ・使用漁船は5トン未満	(羅臼地区) ◎禁漁区の設定 ・2カ所の禁漁区設定 ◎漁獲量の限度設定 ・漁協全体及び個人の漁獲限度の設定	●	●	●	●	●	●	禁	禁	禁	●	●	●		
推薦地内	83	105	119	117	93																		
							(斜里地区) ◎体長制限 ・殻長4cm未満の採捕禁止 ◎禁漁期間の設定 ・9月1日～10月31日までは禁漁期 ◎漁法又は漁具の制限 ・漁法は「タモ」、「潜水器」に限定 ◎使用漁船の制限 ・使用漁船は5トン未満	(斜里地区) ◎禁漁区の設定 ・潜水器漁業の操業区域は水深8m以深に限定							●	●	禁	禁					
なまこ	全域	15	25	9	22	68	(羅臼地区) ◎漁法又は漁具の制限 ・漁法は「桁網」、「潜水器」に限定 ◎禁漁期間の設定 ・7月1日～9月20日までは禁漁期 ◎使用漁船の制限 ・使用漁船は5トン未満	(羅臼地区) ◎漁獲量の限度設定 ・1隻当たりの年間漁獲量の上限は3トンに制限	○	○	○	○	○	○	禁	禁	禁	○	○	○			
	推薦地内	13	15	1	12	36																	
								(斜里地区) ◎禁漁期間の設定 ・5月1日～6月15日までは禁漁期				○	○	禁	禁	○	○	○	○	○	○		



2-②. 第2種共同漁業権に基づく漁業（刺し網漁業）の現状

漁業の種類	対象魚種	漁獲量 (t)					その他の制限		漁期 (注一2)														
		1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	ア) 法令、漁業調整規則、行使規則に基づく制限	イ) 自主的規制	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
第2種	刺し網漁業	かれい	全域	1805	1528	1352	936	1484	(羅臼地区) ◎漁法又は漁具の制限 ・漁網の網目 ◎使用漁船の制限 ・使用漁船は20トン未満 ◎他魚種の保護措置 ・サケが採捕された場合は速やかに海中還元すること、15cm未満のカレイ、キチジの漁獲が20%を超えた場合は漁場移動を実施	(羅臼地区) ◎漁法又は漁具の制限 ・刺し網類のトータルの使用数の制限(8放し以内)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			推薦地内	21	25	26	20	16	(斜里地区) ◎禁漁区の設定 ・操業禁止区域の設定 ・夜間操業の禁止 ◎漁法又は漁具の制限 ・漁網の網目制限 ◎使用漁船の制限 ・使用漁船は20トン未満	(斜里地区) ◎使用漁船の制限 ・ウトロ漁協は10トン未満 ・斜里第一漁協は5トン未満				○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	そい	全域	255	295	322	275	246	同上	同上				同				上						
		推薦地内	5	9	5	7	3																
	ほっけ (注一1)	全域	6624	6852	6762	5402	5080	同上	同上				同				上						
		推薦地内	1953	1840	2344	1625	1427																
	たら	全域	2785	2798	3040	3468	2778	(羅臼地区) ◎漁法又は漁具の制限 ・漁網の網目 ◎使用漁船の制限 ・使用漁船は20トン未満 ◎他魚種の保護措置 ・サケが採捕された場合は速やかに海中還元すること、15cm未満のカレイ、キチジの漁獲が20%を超えた場合は漁場移動を実施	(羅臼地区) ◎漁法又は漁具の制限 ・刺し網類のトータルの使用数の制限(8放し以内)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		推薦地内	365	390	362	348	302																
	めぬけ	全域	7	8	8	8	8	同上	同上				同				上						
		推薦地内	0	0	0	0	0																
きちじ	全域	247	156	99	105	134	同上	同上				同				上							
	推薦地内	0	0	0	0	0																	

注-1) 上記のほっけの漁獲量は定置網等によるほっけの漁獲量も含まれている。  
漁獲量は年変動が大きいものの、中水準から高水準の間で推移している。

注-2) ○は操業時期



	かご	つぶ (注-1)	全域	212	207	176	13	163	(羅臼地区) ◎禁漁期間の設定 ・操業時期は6月1日 ～8月10日のみの 間に限定 ◎使用漁船の制限 ・使用漁船は20トン 未満	(羅臼地区) ◎体長制限 ・殻長6cm未満の採捕 禁止 ◎漁獲量の限度設定 ・1隻当たりの年間漁獲 量の上限を50トンに 制限 ◎漁法又は漁具の制限 ・漁具は400個以内	禁	禁	禁	禁	禁	●	●	●	禁	禁	禁	禁	
			推薦地内	18	21	21	20	16	(斜里地区) ◎使用漁船の制限 ・使用漁船は20トン 未満	(斜里地区) ◎漁法又は漁具の制限 ・カニなどが脱出できる 構造の義務化													
	刺網	きちじ	全域	115	143	141	143	180	(斜里地区) ◎漁具又は漁法の制限 ・網目制限の実施 ◎使用漁船の制限 ・使用漁船は20トン 未満					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			推薦地内	2	4	4	3	5															

注-1) 上記のつぶ漁獲量は共同漁業権のつぶかご漁業の漁獲量も含まれる。

注-2) ●は主たる操業時期  
○は従たる操業時期  
禁は禁漁期

#### 4. さけます孵化放流事業の概要

##### (1) 親魚捕獲河川及び捕獲数

魚種	河川名	捕獲数(尾)				
		1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
サケ	羅臼川	2087	6385	3095	2080	1662
	岩尾別川	2848	5318	5801	5538	4715
	遠音別川	2707	249	0	0	2454
カラフトマス	羅臼川	3889	42355	5414	18835	16520
	サシルイ川	9162	15213	15938	29594	19490
	ルサ川	0	1663	0	0	0
	岩尾別川	27000	31716	14972	38649	83398
	遠音別川	8303	6010	3253	11367	12118

##### (2) 稚魚放流河川及び放流数

魚種	河川名	放流数(千尾)				
		1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
サケ	羅臼川	9175	9012	9488	9143	9500
	モセカルベツ川	3686	3492	4255	4179	4000
	ルサ川	3691	3493	3992	3504	4000
	ルシャ川	1180	956	983	1114	1000
	岩尾別川	6567	5841	5858	5276	5000
	遠音別川	1061	1051	1004	992	1000
カラフトマス	羅臼川	1007	1036	1147	1007	1000
	サシルイ川	1009	1028	1138	1023	1000
	ルサ川	1000	1000	1000	1000	1000
	ルシャ川	4366	5252	4508	4508	4000
	岩尾別川	8273	8756	8252	8385	8000
	遠音別川	3380	3372	3390	3485	3000

##### (3) その他

さけます類については、毎年、親魚の捕獲数、回帰数、稚魚の放流数についてモニタリングを行い、孵化放流計画を策定し、適正な資源管理及び系統群の保護を図っている。

#### 5. カレイ等の種苗放流事業の概要

##### (1) 種苗放流の概要

種苗放流 魚種	放流量(千尾)					漁獲量(t)					
	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	
マガレイ	82	1	0	0	32	全域	170	156	116	145	159
						推薦地内	0	0	0	0	0
マツカワ	2	2	6	10	3	全域	0.15	0.15	0.1	0.14	0.3
						推薦地内	0.13	0.08	0.04	0.05	0.08
クロゾイ	3	6	6	9	15	全域	5.8	3.8	1.2	11.4	0.8
						推薦地内	0	0	0	0	0
クロガシラ	1	60	26	0	0	全域	75	86	91	94	54
						推薦地内	0	0	0	0	0

斜里町・羅臼町における遊漁の実態について

項目	海面	内水面	
規則及びルール	北海道漁業調整規則 〔漁業法 水産資源保護法〕 第35条(体長制限) サケ・マスの全長20cm未満の採捕禁止	第22条(禁止期間) サケ・マス周年禁止 ヤマベ 5/1 ~ 6/30 禁止	
	第42条(河口付近サケ採捕禁止) 岩尾別川、遠音別川、 奥薬別川、斜里川 サシルイ川、羅臼川 春苺古丹川	第23条(漁具・漁法の禁止) 水中に電流 ヤス・カギ もじ網	
	第44条(遊漁者等の漁具・漁法) 竿釣及び手釣 たも網(40cm未満) 徒手採捕	第24条2(保護水面) 奥薬別川、遠音別川	
		第24条3(資源保護水面) 斜里川支流エトンピ川 春苺古丹川	
網走海区 漁業調整委員会指示	斜里町秋サケ船釣りライセンス制 定置網周辺500m以内の船釣り 禁止(H16:9/7 ~ 9/25) 距岸10,000m以内での秋サケ船釣 り禁止(H16:8/25 ~ 9/25) ただし、9/1 ~ 9/25の間はライセ ンス取得船は認める。	内水面漁場管理委員会指示 斜里川河口から捕獲施設までを 8/1 ~ 12/31 すべての水産動物の採 捕禁止	
根室海区 漁業調整委員会指示	さけ定置網300m以内の船釣り禁止 (8月上旬~9月:下旬)		
自主規定・協定等	羅臼遊漁船組合 ・釣時間:12時間以内 ・魚量:クーラーボックス1箱以内		
遊漁実態	対象魚種	サケ・マス類、カレイ類、ホッケ、 スケトウダラ、ソイなど	ヤマベ、オシヨロコマ、ニジマスな ど
	主要区域	半島部沿岸域 港、磯、海浜地からの釣り	不明(ルシャ川)
	遊漁船数 (遊漁船業登録数) ※瀬渡しを含む	H16.3.31現在登録数 網走:199隻 根室:27隻	該当なし
	遊漁者数	不明	不明

※推薦地の周辺地域を含む

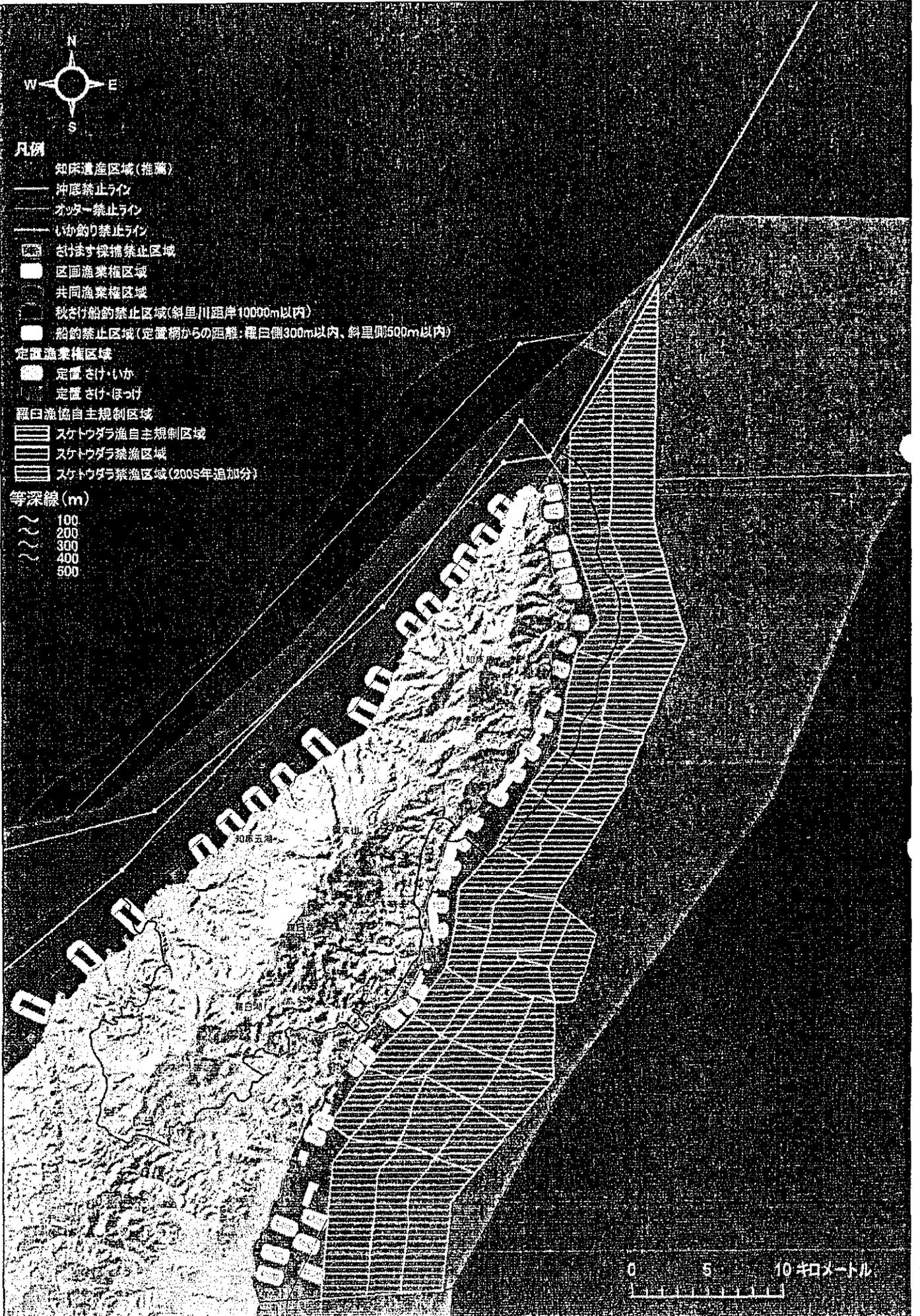


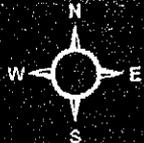
凡例

- 知床遺産区域(推薦)
- 沖底禁止ライン
- オッター禁止ライン
- いか釣り禁止ライン
- ☒ さけます採捕禁止区域
- 区画漁業権区域
- 共同漁業権区域
- 秋さけ船釣禁止区域(斜里川沿岸10000m以内)
- 船釣禁止区域(定置網からの距離: 羅臼側300m以内、斜里側500m以内)
- 定置漁業権区域
  - 定置さけいか
  - 定置さけほっけ
- 羅臼漁協自主規制区域
  - ▨ スケトウダラ漁自主規制区域
  - ▨ スケトウダラ禁漁区域
  - ▨ スケトウダラ禁漁区域(2005年追加分)

等深線(m)

- 〰 100
- 〰 200
- 〰 300
- 〰 400
- 〰 500





凡例

- 知床遺産区域(推薦)
- 沖底禁止ライン
- オッター禁止ライン
- いか釣り禁止ライン
- さげます採捕禁止区域
- 区画漁業権区域
- 共同漁業権区域
- 秋さげ船釣り禁止区域(斜里川沿岸10000m以内)
- 船釣り禁止区域(定置網からの距離: 程白側300m以内、斜里側500m以内)

定置漁業権区域

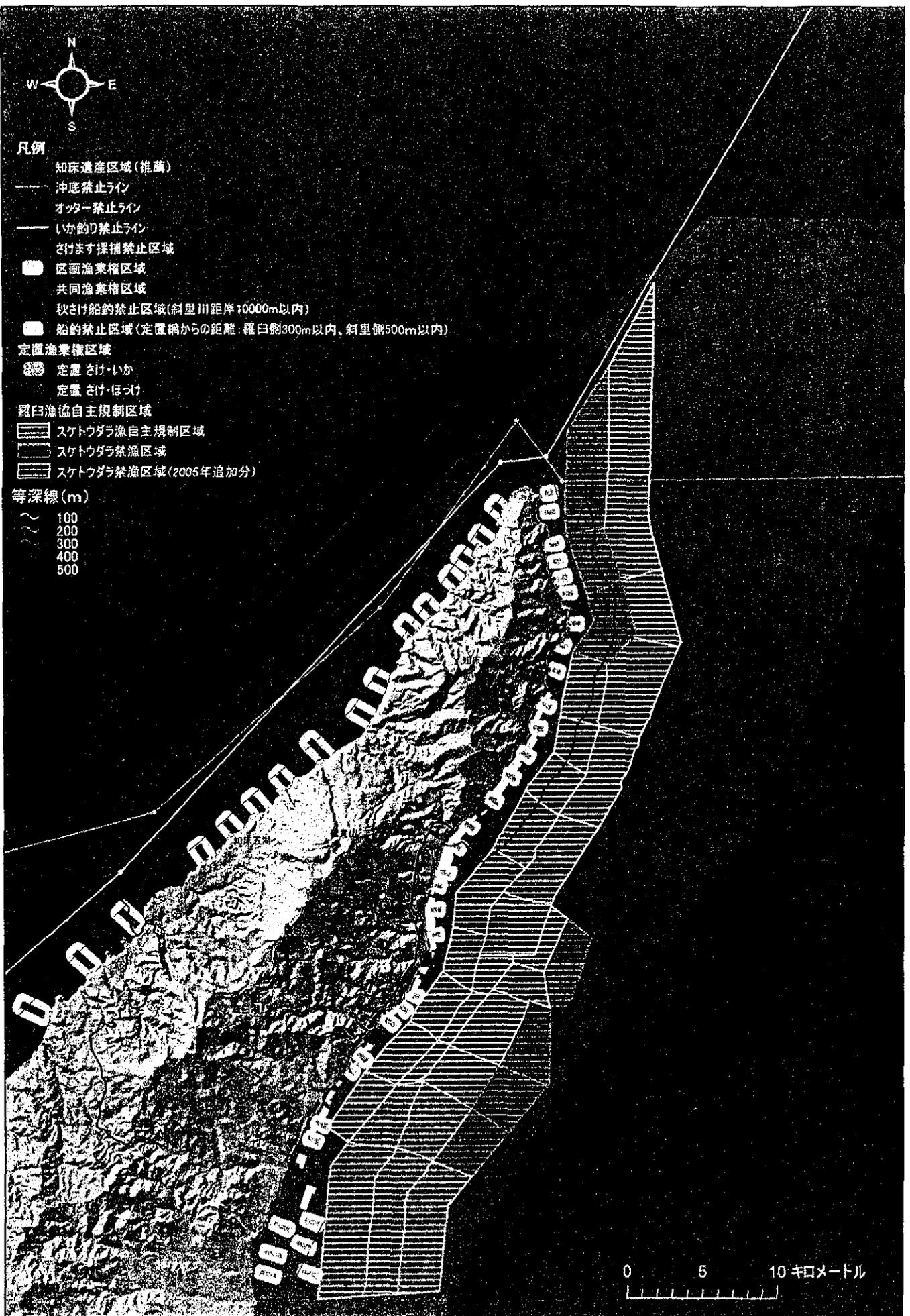
- 定置 さげ-いか
- 定置 さげ-ほっけ

程白漁協自主規制区域

- スケトウダラ漁自主規制区域
- スケトウダラ禁漁区域
- スケトウダラ禁漁区域(2005年追加分)

等深線(m)

- 100
- 200
- 300
- 400
- 500



0 5 10 キロメートル